

# ニュースレポート 中央会

NEWS REPORT CHUOUKAI

2018

2

FEBRUARY

No.743



北海道の美術館・博物館シリーズ 洞爺湖町

## 「洞爺湖ビジターセンター・火山科学館」

洞爺湖ビジターセンター・火山科学館は、洞爺湖とその周辺に生息する動植物、活発な火山活動で知られる有珠山などについて展示、解説するガイダンス施設です。展示室は吹き抜け空間となっていて、床に広がる洞爺湖の巨大空撮写真をパネルや実物標本などが囲んでいます。また、噴火を繰り返す有珠山の火山活動の迫力と脅威を実物展示や大型スクリーンに映し出される実写映像や音声、振動により身近に体験することができます。



## CONTENTS

「洞爺湖ビジターセンター・火山科学館」のご紹介 牧原厚生労働副大臣と働き方改革について意見交換	
札幌市商店街振興組合連合会創立50周年記念式典・祝賀会/ 下川事業協同組合創立100周年記念祝賀会	1
がんばる組合事例紹介 「十勝産チーズを世界ブランドに！」	
十勝品質事業協同組合	2
業界こぼれ話(柔道整復師の話)	4
未払い残業代請求の現状 ～札幌シティ法律事務所 弁護士 小林 晃氏～	5

平成30年度(29年度補正) 中小企業・小規模事業者関係予算案のポイント	6
平成30年度 中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要	8
ものづくり補助金活用事例紹介 ～株式会社室蘭うずら園～	10
12月の道内景況	12
支部だより	14
中小企業大学旭川校からのお知らせ	16
中小企業基盤整備機構からのお知らせ	

## ●「洞爺湖ビジターセンター・火山科学館」のご紹介●

**所在地** 〒049-5721  
虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142 番 5

**TEL** 0142-75-2555

**開館時間** 午前9時～午後5時

**休館日** 12月31日～1月3日

**入館料** 大人 600円、小人 300円  
(団体15名以上10%引き)

**HP** <http://www.toyako-vc.jp/volcano/>



## 牧原厚生労働副大臣と 働き方改革について意見交換

1月12日、地域の働き方改革の現状や取組を把握するために北海道を訪れていた厚生労働省の牧原秀樹副大臣が本会事務所に来訪し、尾池一仁会長ら本会関係者と意見交換を行った。

はじめに福迫均専務理事が本会の概要や調査結果に基づく道内中小企業の経営の現状を説明した後、尾池会長から「建設業などで働き方改革を進めるには、適正な工期や工事価格の確保が必要。そのためには関係省庁の横断的な連携が求められる」と意見を述べた。

北海道ネットワーク運送事業協同組合連合会の野村佳史会長は、道内の運送業界の実情について説明するとともに、「働き方改革に伴う労働時間の短縮や人件費の増加により生じるコストの上昇は運賃に転嫁される必要があり、荷主の理解がなければ実現は難しい」とし、「行政の支援が必要だ」と強調した。

また、ほっかいどう働き方改革支援センター三上章センター長は、センターの取組について説明し、「最近は働き方改革に取り組むための具体的な相談が増えているものの、道内での認識はまだ低い」と話した。

これに対し、牧原副大臣は、今回の来道で道内の冬期間の環境の厳しさを実感したとした上で、「地域や事業規模など実情に応じた配慮に努める」と応じた。



牧原副大臣



活発な意見が飛び交った

## 札幌市商店街振興組合連合会 創立50周年記念式典・祝賀会を開催!

1月17日、京王プラザホテル札幌において札幌市商店街振興組合連合会(島口義弘理事長、会員35商店街)の創立50周年記念式典・祝賀会が開催された。

冒頭の挨拶で島口理事長は、先人や関係者に対する感謝の言葉とともに「創立50周年を迎えたが、これから100周年へ向けて地域に根差した商店街づくりに邁進し、お客様ニーズに合わせた商業活動を行っていくとともに、地域の中心的な賑わいと交流の場としての活動を進めていく」と今後に向け抱負を述べた。

続いて、長年にわたり同連合会の活動に寄与した事業者に対し、島口理事長から感謝状が贈呈された。

祝賀会では、アトラクションとしてファイターズガールによるスペシャルパフォーマンスや抽選会が行われるなど大いに盛り上がり、参加者は団結を深め、商店街のさらなる発展を誓った。



感謝状の贈呈



挨拶する島口理事長



会場を沸かせたファイターズガール

## 下川事業協同組合 創立100周年記念祝賀会を開催!

1月21日、下川町バスターミナル合同センターにおいて下川事業協同組合(濁沼英正理事長、組合員16人)の創立100周年記念祝賀会が開催された。

冒頭の挨拶で濁沼理事長は、関係者への感謝の言葉とともに組合の歴史について触れ、「大正からこれまでの時代を途切れることなく組合活動を継続してきたことが、100年という歴史を刻むことにつながった」と強調し、「組合を取り巻く環境は厳しい状況が続いているが、これまでの歴史の中で培った教訓を活かし、今後も創意工夫をしながら一步一步前進していきたい」と2世紀目に向け抱負を述べた。

続いて、本会から長年にわたる功績をたたえ、会長の表彰状を贈呈した。

祝賀会では、余興として抽選会が行われるなど大いに盛り上がり、組合の1世紀を祝った。



本会会長表彰状が授与された



挨拶する濁沼理事長



約60人が出席した



## 十勝産チーズを 世界ブランドに!

### 農業王国十勝の品質を世界へ

十勝地域で生産された農畜産物は品質が優れ、国内外で高い評価を受けているものの、加工原料として出荷する原料移成型農業が主体となっており、加工製品としてのブランド力は弱い状況にあった。

そこで、十勝産の小麦やソーセージ、チーズなどの地域産品の付加価値を高め、農林水産省が進める地域産品を知的財産として登録し、保護する「地理的表示(GI)保護制度」への十勝加工製品の登録を目指し、管内の農業生産者や食品加工事業者、経済団体、金融機関が集まり、平成24年6月に「十勝品質の会」を立ち上げた。数ある十勝産品の中から、ブランド化に向け議論を重ねた結果、最初のプロジェクトとして立ち上がったのがチーズ作りだった。

日本国内で生産されているナチュラルチーズは、約9割が北海道で製造されており、そのうち約5割が十勝で生産されているなど、十勝は道内でも特にチーズの生産量が多い地域。管内には、30を超えるチーズ工房が点在し、それぞれ個性豊かで高品質なチーズを作っている。

しかし、「十勝=チーズ」のイメージが全国にどれほど浸透しているかわからない。各工房が特色を生かしたチーズ作りに取り組んでいるが、味や風味、色、形が違うため、共通品質の十勝ブランドとしての訴求力が弱い上、個々のチーズ工房は、それぞれの規模が小さいため、販路拡大や宣伝の体制作りまで取り組むのは難しい。

そこで、各工房のノウハウを凝縮し、共通のレシピと工程で製造する十勝産にこだわり抜いたチーズ「十勝ラクレットモールウォッシュ」を企画。十勝品質の会のメンバーの中からチーズ工房など5事業者が中心となり、国内初となる共同熟成庫の設置やチーズの一元管理、安定した数量の確保を協同して行うことにより、個々の工房の生産性向上を図るため、平成27年5月に協同組合を設立した。

### 十勝ラクレットモールウォッシュ

ヨーロッパでは、共同熟成庫で各工房のチーズを集

めて熟成させることで、品質を共通化し、大口の取引や販路拡大につなげる取組が行われている。

その取組に着目し、日本で初めての試みとなる共同熟成庫を設置した。

製法は全て統一するが、原料となる生乳は各工房バラバラの農場から仕入れることができる。ただし、範囲を組合から半径25km以内で搾られた生乳に限定することで、各工房の個性を残しつつ、十勝管内で共通品質のチーズを作ることができる。

共通の基準で一次加工したグリーンチーズ(熟成前のチーズ)を各工房から集めて、商品になるまでの品質管理と熟成を共同熟成庫で行う。

通常、ラクレットチーズは、塩水で表面を丁寧に磨きながら熟成させるが、十勝ラクレットモールウォッシュは、その名の通り、塩水ではなくモール温泉で磨いて熟成させる。



世界でも珍しいモール温泉が湧く十勝川温泉。モール温泉は、植物が何万年以上もの長い時間をかけて堆積してできた地層を通して湧き出る植物性温泉で、肌をツルツルにしてくれる美人の湯として知られ、北海道遺産にも登録されている。

そのモール温泉で磨かれた十勝ラクレットモールウォッシュは、溶かす際に出る匂いが少なく、味がまるやかになりうま味が増すほか、地域固有の資源を使うことで他のチーズと差別化された十勝オリジナルのチーズが完成した。



下里 洋司 理事・事務局長



十勝川温泉の広大な丘の上に構える共同熟成庫。組合が各工房からチーズを集め、道産トドマツ製の保管棚に収容し熟成する。

## 日本初、共同熟成庫の設置

平成27年10月、日本初となる共同熟成庫(生産能力2,100玉/年)を帯広市中心部に整備、平成28年4月には各工房からチーズを入庫し共同熟成を開始。平成29年1月には、十勝川温泉に大型の共同熟成庫(生産能力20,000玉/年)が完成し、4月から本格的にチーズの販売を開始した。

今まで、個々の工房では人員不足で販路開拓まで取り組めない状況にあったが、組合がチーズの熟成と販路開拓を担うことで、工房はチーズ作りに専念できるようになり、生産効率が向上し、新たな雇用の創出も期待されている。

組合の今後の展開について、組合の下里洋司理事・事務局長は「嗜好品としてのイメージが強いチーズをもっと身近なものにするため、地域の子供たちがチーズについて学べるワークショップの実施などの食育に取り組みたい」と話していた。

十勝品質事業協同組合は、十勝にチーズの食文化を根付かせるとともに、最大の目標である地理的表示(GI)保護制度への登録の実現を目指し、地域ビジネスとして全体で取り組み、十勝の活性化につなげる。

## 十勝品質事業協同組合

〒080-0262

河東郡音更町十勝川温泉北14丁目4番7

TEL:0155-67-6080 FAX:0155-67-6081

HP: <http://tokachipride.jp>



## 柔道整復師の話

## 組合の紹介

北海道柔道整復師協同組合は、平成9年4月に道内の柔道整復師の経営の安定化と近代化を目的に設立されました。主な事業は、組合員が必要とする医療機器や消耗品の共同購買や研修会・講習会、福利厚生事業を実施しています。

## 柔道整復師とは

柔道整復師とは、整骨院・接骨院などでスポーツや転倒によるケガ、長時間同じ動作を行うことで出てくる様々な痛みや症状に対して、骨・筋肉・関節・靭帯などの運動器に、手術をせず、自然に早く治る力を高める「柔道整復術」で治療を施す国家資格を持った専門家です。

国家試験は、文部科学大臣や厚生労働大臣に指定された学校で3年以上実技を含めて学ばなければ受験資格を得られません。



運動器の治療を行う

## 柔道整復師の歴史

柔道整復師は、「柔術」という日本古来の武術がルーツと言われています。柔術には、相手を殺傷する「殺法」と傷ついた人を治療する「活法」があり、殺法が発展した結果、現在の柔道になり、活法が柔道整復術に発展しました。資格名に柔道がついているのはそのため、昔は整骨院に柔道場が併設されていたところが多く、柔道整復師は施術の傍ら柔道を教えていました。

江戸時代には、整骨や接骨などのケガは柔道整復術を施してもらう風習が広く一般に定着しましたが、明治時代に入り、医療制度改革で柔道整復師は資格を停止されるなど紆余曲折があったものの、大正9年、柔道整復術が正式に医療として認定され現在に至っています。

## 柔道整復師と整体師の違い

整骨と整体は、名前こそ似ているものの国家資格者が施術を行うか否かという点で決定的に違います。

柔道整復師は国家資格者で業務範囲の施術は保険の適用、整体を行う整体師は、民間資格で慰安を目的とした職業です。

## 国内外に活躍の場を広げる柔道整復師

柔道整復師は、東日本大震災、熊本地震などの災害時に避難所を訪問し施術を行うなど、柔道整復師の活躍の場は広がっています。

平成15(2003)年には、世界保健機関(WHO)でも日本伝統医療として認定され、医療設備が整っていない発展途上国に柔道整復術の普及を行っています。

## 日本独自の言葉「肩こり」

肩こりという言葉は、明治時代の文豪、夏目漱石が明治42(1909)年に発表した「門」という小説の中で「肩がこる」という表現をしており、当時、この小説が新聞に連載されていたので、肩こりという言い方が日本中に広まったと言われています。

## 運動器のエキスパート

肩こりや背中などの痛みなどの原因は、運動器だけではなく、内臓疾患が原因の場合もあり、判断が難しく、気づくのが遅れると症状が悪化してしまう可能性があります。そのため、体の痛みや不調を感じた際にはすぐにお近くの整骨院で柔道整復師の正確な診断と最善の治療をお受けください。

今回は、北海道柔道整復師協同組合 副理事長 小池良二氏、専務理事 土屋 淳氏、事務局長 田中良磨氏よりご寄稿いただきました。ありがとうございました。

# 未払い残業代請求 の現状

札幌シティ法律事務所  
札幌市中央区大通西5丁目1-1  
桂和大通ビル38 6階  
TEL 011-271-5305  
FAX 011-271-5309  
HP <http://www.sapporocity-law.jp/>



弁護士  
小林 晃氏

## 1. 未払い残業代請求の増加

全国の裁判所における未払い残業代請求を含む労働関係訴訟の新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなったものの、平成21年に急増し、その後も高水準で推移しています。また、平成18年4月に導入された労働審判手続きについても、平成21年まで急増を続け、その後も高水準で推移しています(最高裁判所「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」より)。

このように、裁判所における労働事件全体が増加傾向にあります。その中でも未払い残業代の請求は、訴訟や労働審判にならないものも含めて増加傾向にあるというのが私の率直な印象です。

## 2. 未払い残業代請求が増加している背景

### (1) 弁護士の増加と過払い金バブルの終焉

司法制度改革が始まった平成16年には20,224人だった弁護士の数は、平成28年には37,680人と、12年でおおよそ倍近くまで増えています。他方で、消費者金融に払い過ぎた利息の返還を請求する「過払い金請求」は、グレーゾーン金利の撤廃をきっかけとして平成21年をピークに年々減少しています。

そこで、増えすぎた弁護士が新たな仕事を求めて未払い残業代請求やB型肝炎訴訟に進出し、過払い金バブルで大きくなった法律事務所が、テレビCMなどに未払い残業代請求の広告を出したり、全国で無料相談会を開くようになりました。

このため、一般の方にも未払い残業代という言葉が身近になり、弁護士に相談する労働者が増えているのが現状です。

### (2) 法的手続きの迅速化

冒頭でも少し触れましたが、平成18年4月には労働審判という新たな手続きが裁判所に導入されました。労働審判は原則3回の手続きで終了するため、申

立てをしてから3ヶ月程度で紛争が解決するケースが多いです。それまで1年から1年半かかっていた訴訟手続きと比べると極めて迅速に解決するため、労働者にとって法的手続きが取りやすくなりました。

### (3) 雇用の流動化

残業代の請求は時効が2年であり、2年前まで遡って請求が可能です。とはいえ、労働者からすると会社に在籍中は会社とのトラブルを抱えたくないのも、在籍中に会社に対して未払い残業代の請求をする労働者はまれで、退職時に2年分の未払い残業代をまとめて請求する労働者がほとんどです。雇用が流動化している現状では、転職を機に2年分の未払い残業代を前の会社に請求しやすい状況にあると言えるでしょう。

### (4) 会社への帰属意識の希薄化

そして、未払い残業代請求が増加している背景の一つとして、会社への帰属意識の希薄化があるとも言われています。かつて従業員は「会社にお世話になっている」、「会社に修行させてもらった」という意識を持っていましたが、昨今ではそういった意識が薄れ、会社に対して権利を最大限に主張する労働者が増えたとも言われています。

## 3. 最後に

以上が、未払い残業代請求の現状とその背景です。会社としては未払いの残業代が出ないような給料体系、勤務体系を構築することが大切ですが、残業代に関する法律や裁判例が複雑であるため、気を付けていても未払いの残業代が発生してしまいます。今回は、そんな見落としがちな残業代の落とし穴について解説したいと思います。

# 平成30年度(29年度補正) 中小企業・小規模事業者関係予算案のポイント

平成30年度 当初予算案(中小企業対策費):1,771億円(うち、経済産業省計上1,110億円)  
平成29年度 補正予算案(中小企業対策費):2,040億円 ※経済産業省関連(財務省計上57億円を含む。)

## 1 「生産性革命」と「人づくり革命」の推進

(1) 中小企業・小規模事業者等の抜本的な生産性向上 162億円(155億円) [補正] 1,514億円

### ○ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業【1,000億円】 〈29補正〉

・中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の支援を行う。なお、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援する。

### ○サービス等生産性向上IT導入支援事業費【500億円】 〈29補正〉

・中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行う。

### ○地域中核企業・中小企業等連携支援事業【162億円(155億)】 〈30当初〉

・技術力のある中小企業・地域中核企業が行う研究開発の補助、地域未来投資促進法の承認事業に対する設備導入補助 等

### ○中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業【4億円】 〈29補正〉

・受注から入金までの決済業務等についてITを用いて効率化するシステム(EDI)の実証を行い、全国の中小企業者に普及するための体制を整備する。

### ○地域における中小企業の実産性向上のための共同基盤事業【10億円】 〈29補正〉

・中小企業の実産性向上が見込まれる先端設備(IoT等)の公設試等への導入を支援する。

(2) 事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進 69億円(61億円) [補正] 50億円

### ○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【69億円(61億円)】 (うち事業引継ぎ関連)【21億円】〈30当初〉

・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の実産性引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチングについてのワンストップ支援等、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングを行う。また、財務上の問題を抱えている事業者への再生計画策定支援を行う。



### ○事業承継・世代交代集中支援事業【50億円】 〈29補正〉

・休廃業リスクの高い事業者に対するプッシュ型の支援により経営者に事業承継への取組を働きかけるとともに、事業承継やM&Aを通じた事業引継ぎをきっかけとして、経営革新や事業転換に取り組む中小企業の設備投資等を支援する。

## (3) 人材不足への対応

69億円(68億円)【補正】25億円

### ○中小企業・小規模事業者人材対策事業【19億円(17億円)】 〈30当初〉

・中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、地域内外からの発掘・確保・定着を一括支援する。「人手不足対応ガイドライン」の普及や、中核人材等の確保に向け多様な雇用形態の導入促進等に取り組む。

### ○学びと社会の連携促進事業【25億円】 〈29補正〉

・EdTechを活用した先進教育事例の実証。女性のリカレント教育プログラムの開発。起業家教育プログラムの普及。就職氷河期世代を含む社会人に対し、中小企業大学校のノウハウを活用して社会人基礎力やIT等専門分野に係る研修等を実施する。

### ○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【50億円(51億円)】 〈30当初〉

・「よろず支援拠点」を活用し、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。あわせて、高度な課題に対応する専門家の派遣や、経営者保証ガイドライン等の周知・普及を行う。

## 2 安定した事業環境の整備、活力ある担い手の拡大

・中小企業取引対策事業【14億円(14億円)】 〈30当初〉

・消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【27億円(29億円)】 〈30当初〉

・政策金融・信用保証による金融支援【227億円(226億円)】 〈30当初)【102億円※】(29補正)

※財務省計上57億円を含む。

・中小企業連携組織対策推進事業【7億円(7億円)】 〈30当初〉

・地域創業活性化支援事業【6億円(新規)】 〈30当初〉

・中小企業基盤整備機構運営費交付金【180億円(179億円)】 〈30当初〉

## 3 災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化

・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等グループ補助金)

○東日本大震災 150億円 〈30当初〉 ○熊本地震 47億円 〈29補正〉

・東日本大震災の被災地向け資金繰り支援等【72億円】 〈30当初〉

・中小企業BCP策定支援事業【7億円】 〈29補正〉

# 平成30年度 中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要

## 1 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

### 改正概要

#### (1) 贈与・相続



#### 事業承継税制の抜本的拡充

今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象

- ① 後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、減免可能
- ② 対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)、納税猶予割合を80%から100%に拡大
- ③ 近年の入手不足の状況に鑑み、雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に
- ④ 複数の株主から複数の後継者への事業承継についても対象者を拡大

#### (2) 売却・M&A



#### M&Aを通じた事業承継への支援策を新設

中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減

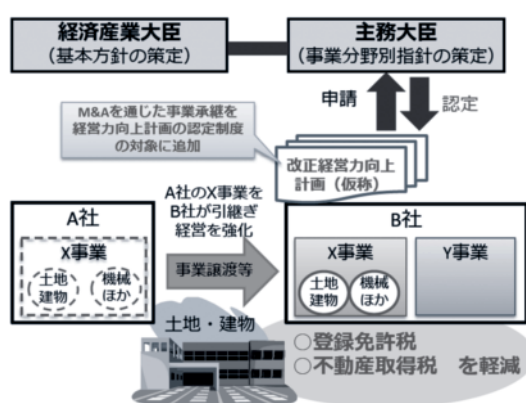
## 2 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画(仮称)に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

### 改正概要

【適用期限:平成31年度末まで】

#### 【中小企業等経営強化法】



#### 〈登録免許税の税率〉

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
その他の原因による移転の登記		2.0%*	1.6%

\*平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

#### 〈不動産取得税の税率〉

	通常税率	計画認定時の税率(事業譲渡の場合※2)
土地住宅	3.0%※1	2.5%(1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3%(1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

## 3 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

### 特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
  - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
    - (・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定)
    - (・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定)
  - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
    - (導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
  - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
    - (生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度～32年度)に限定

※平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

#### 4 中小企業の賃上げ支援強化(所得拡大促進税制の拡充)

- 従来の制度から支援を深掘り(控除率10→15%)するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)。

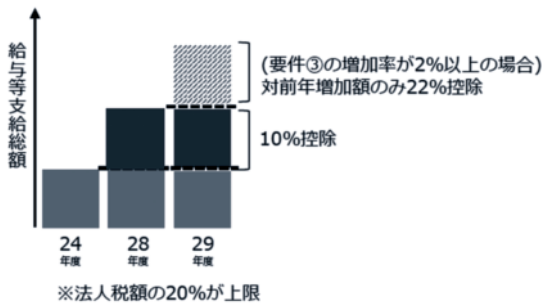
##### 現行制度

###### 適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が対基準年度(平成24年度)比で3%以上増加
- 【要件②】給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】平均給与等支給額が前年度を上回る

###### 税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10~22%の税額控除



##### 改正概要

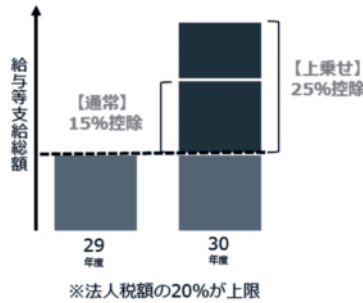
【適用期限:平成32年度末まで】

###### 適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上  
※基準年度との比較要件は撤廃
- 【要件②】平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加  
※なお、計算方法を簡素化

###### 税額控除

【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除  
【上乘せ】一定の要件(※)を満たす場合は25%の税額控除



- 〈上乘せ要件〉  
要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと
- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
  - 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

#### 5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

##### 改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入(即時償却)	合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(注)	
	10万円未満	全額損金算入(即時償却)	本則

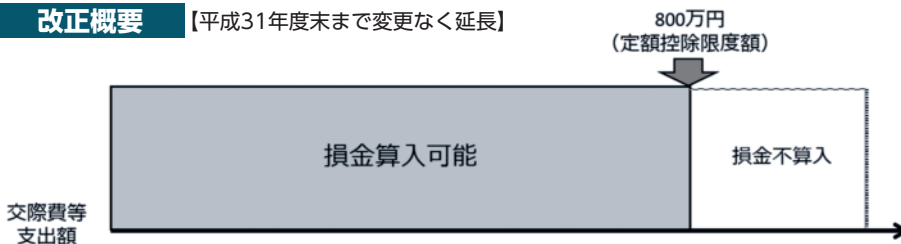
(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

#### 6 中小法人の交際費課税の特例

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段に限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年間延長する。

##### 改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】



【交際費等】とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】(注) 交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入することも可能(大法人も適用可能)。中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用。

## 新製品の生産量増に対応した、生産性向上のための包装機導入事業

第24回目は、「株式会社室蘭うずら園」(平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金)の取組について紹介します。

### 会社の概要

株式会社室蘭うずら園は、昭和36年に30羽ほどのうずらの飼育から始まり、現在では10万羽を超えるうずらを飼育し、生うずら卵の生産では北海道内で100%のシェアを誇っています。

同社では、うずらの自家孵化をはじめ育成・生産・加工・販売までを一貫して行っており、生産・衛生管理を徹底することで、うずらの完全無投薬飼育を実現しています。また、独自開発の飼料でうずらを飼育することで、うずら卵特有の臭みがない、安全・安心で食べやすい卵を生産しています。

平成22年から、うずら卵を使ったプリンやアイスクリーム、カステラなどのスイーツの開発・販売にも取り組むなど6次産業化を実現しています。



完全無投薬で安全安心なうずら卵を食卓に届ける

### 小さいのにすごい! うずら卵のパワー

うずらのような小鳥は、外敵に狙われやすく、早く成鳥になる必要があるため卵にはたくさんの栄養を蓄えており、うずら卵は鶏卵と比べてビタミンやDHA、葉酸などが豊富で、子供から大人まで必要な栄養が小さな卵の中に詰まっています。

また、含まれる成分が他の鳥類と異なるため、人の体に馴染みやすく、アレルギー反応を引き起こし

にくいほか、自然治癒力を高める効果があります。

うずら卵の特徴である殻の模様は、人の指紋と同じで一羽ずつ違い、一羽のうずらからは同じ模様の卵しか生まれません。しかも、元の卵は鶏卵と同じ白色で、外敵から守るカモフラージュのため、生まれる1~2時間前にポルフィリンという色素で卵に模様をつけてから産卵します。



うずら

### ものづくり補助金申請の経緯

同社の主力製品である、水煮うずら卵と味付けうずら卵は、デパート、スーパーなどの小売店や学校給食など卸先によって用途が異なるため、内容量が150gから1kgまでの数種類の袋詰パックを製造しています。

1kgの製品は、容量が大きいため袋詰め作業を包装機で行っていますが、そのほかの製品は全て手作業で行っており、作業効率が非常に悪く、袋詰めに全工程の4割ほどの時間を費やしてしまうほか、作業にはかなりの労力が必要で、腱鞘炎など怪我の恐れもありました。

使用している包装機も、導入から20年が経過し、老朽化しているため、袋に穴が空くなどの不良品発生の問題が生じていました。不良品を発見した場合、その日製造した全ての製品を目視検査しなければな

# 株式会社 室蘭うずら園

代表取締役 三浦 忠雄

〒050-0051

室蘭市石川町 282 番地 5

TEL 0143-55-6677 FAX 0143-55-7306

HP <http://www.uzura.co.jp>



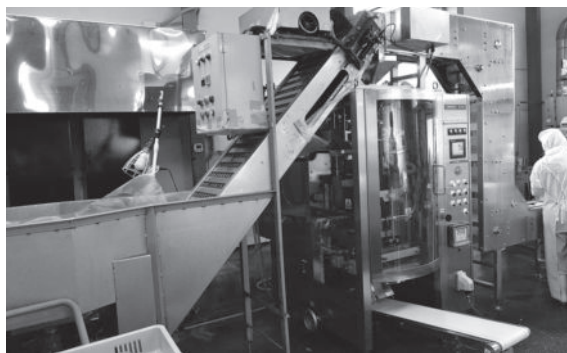
らず、そのたびに人員が割かれ、作業時間が増加することになります。

そこで、最新のうずら卵の袋詰め用の包装機を導入し、作業・生産効率の向上を図り、製品の安全性を高めるため、ものづくり補助金を活用しました。

## 製品の袋詰め作業を自動化

導入した包装機は、作業員が計量したうずら卵を投入すると、卵と水や味付け用のタレを袋に入れ、真空パックし、日付の印字までを自動で行います。

設備導入後、全ての袋詰め作業が機械化され、作業時間の短縮や作業員の怪我のおそれもなくなったほか、袋に穴が空くなどの不良品が発生しなくなり、大幅な作業効率の向上や不良品の廃棄ロスの削減につながりました。



導入した包装機

## 生産能力向上で販路拡大に取り組む

生産能力が向上したことで、かねてから大手スーパーなどで引き合いがあった新製品「味付うずら卵 ヤン昆布だし」の増産も可能となり、大口の取引先からの受注に対応できるようになりました。

さらに、国内のみならず北海道産食材への関心が高まっているシンガポールや中国などのアジア諸国への販路拡大にも取り組んでいます。

## おわりに

三浦忠雄代表取締役は、多くのヒット商品を生み出してきたことについて「近年、農林漁業の6次産業化が取り沙汰されていますが、原材料の良さだけでは大手メーカーに太刀打ちすることができません。良い原料に加えて、原料を加工する豊富なノウハウと設備投資が重要だと考えています」と話していました。

今後は、より多くの方にもっと手軽にうずら卵を食べてもらえるような商品の開発を目指しており、全国各地で子供のおやつや旅行のお供に同社のうずら卵製品を手取る光景が見られることでしょう。

## ものづくり補助事業成果事例集(第3刊)「できたんですっ!」発行!

ものづくり補助金を活用し更なる飛躍を遂げた事業者の取組を紹介する成果事例集「できたんですっ!」ができました。

第3刊となる今回の事例集では、20事業者の事例を取上げました。

部数に限りがありますが、ご希望の方には差し上げますので、北海道中小企業団体中央会ホームページに掲載の申込方法をご確認の上、申込フォーム又はFAXにてお申し込みください。

※200部に達し次第、締め切らせていただきます。



# 12月の道内景況

情報連絡員レポート



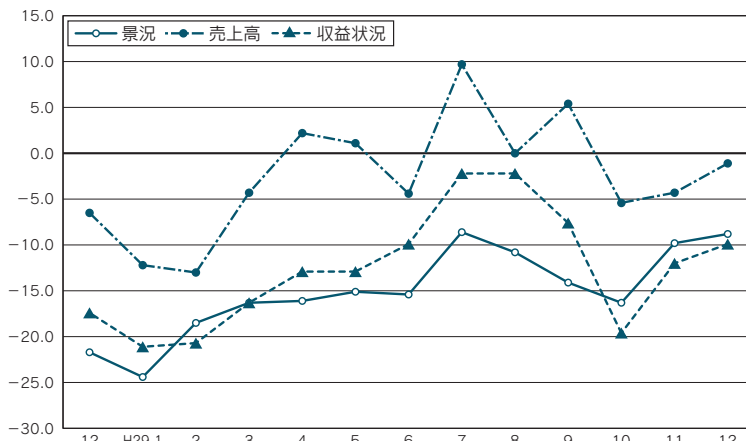
緩やかな持ち直し続くも、DI値は依然マイナス

## 概況

主要DI値の推移では、小幅ながら全項目が改善したが、依然数値はマイナス域で推移した。

業種別に見た前月との比較では、製造業では「売上高」「収益状況」「販売価格」「取引条件」で改善したが、「景況」「資金繰り」が悪化した。非製造業では「資金繰り」「雇用人員」で若干悪化した。それ以外の項目が改善した。

主要DI値の推移



## 景況天気図 (前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比
業界の景況	△9.8	△8.8	1.0 ↑	△12.1	△15.2	△3.0 ↓	△8.5	△5.2	3.3 ↑
売上高	△4.3	△1.1	3.2 ↑	△9.1	△6.1	3.0 ↑	△1.7	1.7	3.4 ↑
収益状況	△12.0	△9.9	2.1 ↑	△15.2	△12.1	3.0 ↑	△10.2	△8.6	1.5 ↑
販売価格	4.3	7.7	3.3 ↑	3.0	9.1	6.1 ↑	5.1	6.9	1.8 ↑
取引条件	△6.5	△3.3	3.2 ↑	△9.1	△3.0	6.1 ↑	△5.1	△3.4	1.6 ↑
資金繰り	△3.3	△5.5	△2.2 ↓	△6.1	△9.1	△3.0 ↓	△1.7	△3.4	△1.8 ↓
雇用人員	△8.7	△8.8	△0.1 ↓	△9.1	△9.1	0.0 →	△8.5	△8.6	△0.1 ↓

(凡例) 30以上 10~29 9~△10 △11~△29 △30以下



**天気図の見方** 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(D・I値)をもとに作成。その基準は上記のとおりである。

## 製造業

- ・輸入小麦、道内産小麦の値上がりが1月から始まる。小麦粉の値上げだけではなかなか商品に転嫁できず、利益率が減少する一方である。  
(めん類/全道)
- ・12月は下旬に天候不良だったものの、全般的に天気に恵まれ、売上は僅かに増加したようだ。クリスマス用飲料は昨年より売れ行きが良く、景気回復の兆しが感じられるようである。スーパー・コンビニ等での飲料水の売上も、引き続き好調のようである。  
(飲料/全道)
- ・前月同様原木入荷は相変わらず悪いため、生産効率は悪い。前年比は90%程度の生産量にとどまっている。  
(一般製材/幕別)
- ・道路や河川の補修工事で、平成28年台風被害復旧事業による砂利需要増があったことにより、一部の地域で売上げや価格などで増加がみられた。  
(生コンクリート/全道)
- ・12月度の出荷数量、売上高については、生コン用で前年並みであったが、路盤用では降雪の影響も少なく、アスファルト合材用ともに前年対比増加した。  
(砕石/札幌)
- ・自動車は普通、建機・農機部品はやや良かったが、特殊鋳鋼品は悪かった。水道資材はやや悪かった。

中国、米国の好調により鋳造用鋳鉄や副資材が高騰している。

(鋳鉄鋳物/全道)

- ・現在仕事量は確保しているが、海運不況の影響で引き渡しが延期され、造船各社低操業が続いている。  
中小造船業界にとって厳しい一年であった。直面している最大の問題は人材確保で、少子高齢化で思うように集まらない状況が続いている。事業所各社では今後人材育成を真剣に考える時期に来ていると思われる。  
(金属製品/室蘭)
- ・年末特有の多忙さはあまり見られなかった。  
(量/函館)
- ・30年は、2月から人手不足が懸念される模様。  
(量/函館)
- ・先行き不透明な経済状況で、各社努力を行いつつ売上実績に繋がらない現状ではないかと懸念している。ニュースでは株価高値の話や2018年度は景気が良くなると予想がされているが、これは首都圏や大都市での話であるとともに、地方都市にもその影響が波及されることを切に願う年明けとなった。引き続き、景気対策として個人消費につながる一手を政府に要望し、インバウンド向けの販売強化が今年も重要な要素として挙げられると思われる。  
(家具/旭川)

## 非製造業 (卸・小売・商店街・サービス業)

- ・全体的に売上の減少傾向が一段落し増加に転じる企業の割合が増えた。販売単価は引き続き低位で推移しているが、数量は増加傾向にある。  
(各種商品/札幌)
- ・十勝の12月は厳しい寒さと降雪が続き、それに師走の忙しさも重なり、物流面での混乱も例年以上に多かったようである。また、ガソリンや灯油などの値上げも影響してきている。  
(各種商品/帯広)
- ・紳士服、呉服、靴全般の売上が好調であった。一部の高価格商品、ディスカウントショップ、リサイクル店、シーズン用品、カー用品、リフォーム等各種工事、一部家電商品、温浴施設等も売上げを伸ばした。1件当たりの売上単価が上がっている業種が多くなっている。  
(各種商品/札幌)
- ・前年比較 物販見込：104.9% 金融：92.3%  
既存大型家電量販店が苦戦したが、新規出店した大型家電量販店の売上がその落込み以上の売上を上げたのと、大型食品スーパー2店舗の改装オープンと年末に伴い、食料品売上全般が伸びた。また燃料単価の値上がりの影響で売上げ増加となった。  
収益は金融売上の減少と設備投資により減収となった。  
(各種商品/旭川)
- ・全体的に売上については前年並みとの声が多かった。その中で衣料品販売関係の組合員についてはやはり厳しい状況が続いているとのこと。全国的には景況感が上向きとのことだが、道東地区においては水産関係等が厳しく、景況感の上向きは感じられないとの声が多い。  
(各種商品/釧路)
- ・今年のお歳暮商戦は、海産物や農産物などあらゆる商品が品薄や高騰により、食堂も含めどの店舗でも軒並み支障が出た年末となったようである。  
(各種商品/函館)
- ・小売店の卸価格は11月の後半卸値の値上げ改定分を12月初旬に小売価格の改定の動きとなった。しかしいつもの如く一時的には上方改定されるも量販店の影響を受け、従来同様市場価格に流され、再度下方修正される店が多く、利益単価圧縮で前月同様厳しい経営が続いているSSが多かったようである。  
(燃料小売業/旭川)

- ・年末商戦の売上が増加した。毎年30日31日に集中し、特に刺し身・寿司は増加したが、他の商品はあまり動かず、前年並みの売上となった。人員不足はこの業界でも同じである。  
(各種食品/札幌)
- ・秋鮭・魚卵(生助子)等の不漁により加工用原材料の不足と高騰が継続しており、年末商戦に若干の影響が出たが、12月は毎週末の売り出しの成果が出て、例年並みの売り上げとなった。  
雇用については年末商戦に合わせてアルバイト等にて雇用が増加となっている。  
(鮮魚/釧路)
- ・12月は道北など一部地域において厳しい寒さ・降雪もあったが、全般的には暖かい日が続いたため灯油商戦は不調に終わった。また、石油製品全般についてもガソリン需要の不振等から、依然厳しい状況が続いている。  
また、本格的な灯油需要期を迎え、各自自治体においては防災に対する石油の役割等を改めて見直す動きも見られ、安定供給に係る行政当局等からの受注拡大に繋がっている案件も多く散見される。いずれにしても、老朽地下タンクに対する法規制の問題等当該投資に対する判断に窮している販売事業者も多く、依然、取り巻く情勢は厳しい状況である。  
(燃料/全道)
- ・システム開発案件の需要が増加しているものの、慢性的な人手不足から応じきれない状況が続いて、取り込む案件を選別できる状況になっている。そのため、従来から懸案の単金上昇交渉しやすい環境が整ってきている。もちろん、人材の採用や既存社員の賃金UPを含めて発注側としても単金UPは容認せざるを得ない状況で、収益向上にもつながっている。  
(ソフトウェア/全道)
- ・12月の十勝川温泉宿泊入込数は26,834人で、前年度比-983人、96%となった。観光客は道外は昨年比70%、インバウンドは昨年比102%となった。  
昨年度は、台風被害後の町民に対する宿泊助成があったが、今年度は助成計画がないため、その助成成果を踏まえると、例年以上の入込数があると思われる。継続的な広告宣伝を実施し、知名度を向上する必要がある。  
(旅館/音更)

## 非製造業 (建設・運輸業)

- ・組合員の業況  
12月に入り受注した工事が1件と、ほぼ公共事業は発注が100%となった。  
継続工事は一部を除いてすべて完了して、季節労務の従業員を解雇するところも出てきた。土木事業を兼業している組合員は除雪業務に奔走している状況である。  
問題点  
毎年のことだが、水道事業だけの組合員は通年雇用が難しく、冬期間の一時解雇が恒例となっている。  
これからの季節は水道凍結修繕がでてくるので、やや心配な面を残している。  
地域の実情  
例年になく降雪が多く、除雪業務の出動機会が多くなっている。  
除雪業務に関しても高齢化社会となっていて、作業人員の確保も難しく

い状況となっている。  
(管工事/名寄)

- ・全般的に荷動き悪く稼働率が少し下がった。  
燃料単価が5ヶ月連続上昇で1月も値上げ確定で、少しずつ収支尻が厳しくなって来ていて心配している。  
(一般貨物自動車運送/札幌)
- ・馬鈴薯・玉葱ともに11月の出荷低調さからは若干の増加となった。  
一般カーゴについては年末は例年並みの動きであったが、本州発の貨物が年末に積みきれず、車輛不足が発生したようである。  
域内輸送も一般カーゴと同様に年末の一時の動きがあったが、1ヶ月通してみると、さほどの量ではない。  
(一般貨物自動車運送/石狩)
- ・売上高は前年同月比 3.1%減少  
乗務員数は前年同月比 6.1%減少  
11月分チケット取扱高は前年同月比 9.7%減少  
(一般乗用旅客/旭川)

※情報連絡員から頂いた景況等のコメントの一部を抜粋して掲載しています。コメントの全文については、本会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。(本会ホームページ:<http://www.h-chukai.or.jp>)

# 支部だより



## 道南支部(函館市)

所管／渡島総合振興局・檜山振興局管内  
 駐在職員／金沢事務所長・廣木主事



### 間もなくオープン！ 道の駅なないろ・ななえ

3月23日、七飯町に道の駅「なないろ・ななえ」がオープンします。七飯町に道の駅が建設されるのはこれが初めてで、開業に向けて着々と準備が進められています。

道の駅なないろ・ななえは、峠下地区の国道5号線沿いに位置し、駐車場や24時間利用できるトイレのほか、地元産の農産物や特産品を販売する直売所、催事コーナー、レストランやカフェ、小さなお子様が遊べるキッズスペースなどの開設が予定されています。カフェメニューには、七飯町の飲料メーカー株式会社小原の看板商



オープン間近な道の駅なないろ・ななえ

品であるガラナを用いた「ガラナソフト」や、りんごジュースの飲み比べができる「ききりんごセット」など、興味をひかれるユニークなメニューが並びます。

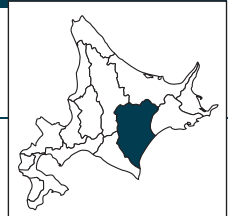
また、地域住民も気軽に利用できる交流スペースが設けられており、地方創生の拠点としても期待されています。

七飯町の魅力がギュッと詰まった道の駅なないろ・ななえ、来月の開業が楽しみです。この機会に七飯町へ足を運んでみてはいかがでしょうか。

**道の駅なないろ・ななえ**  
**オープン:平成30年3月23日(金)**  
**住所:亀田郡七飯町字峠下380-2**  
**(国道5号線沿い)**  
**営業時間:9:00～18:00(施設による)**  
**定休日:年末年始**

## 十勝支部(帯広市)

所管／十勝総合振興局管内  
 駐在職員／田口事務所長・鎌田主任



### 「湯めぐり手形」販売中！

十勝川温泉旅館協同組合(林文昭理事長、組合員6人)は「湯めぐり手形」を販売しています。

この手形は平成23年度から続けて販売され大変好評で、今年度は12月15日から3月31日(完売次第終了)まで限定2,000枚が販売されています。値段は1枚3,500円で、有効期限は購入日から6ヶ月となっていますが、手形を購入すると組合に加盟するホテル大平原、第一ホテル(1人300円別途追加)、笹井ホテル、観月苑の4施設に各2回ずつ入浴することができ、計8個のスタンプを貯めると、特典としてさらにもう1回無料で入浴できます。通常この4施設を計8回利用すると、入浴料は9,000

**十勝川モール温泉 湯めぐり手形 販売中!!**

販売期間 2023年12月15日～2024年3月31日  
 有効期限 平成 年 月 日  
 4施設計10,000円分が、**1枚 3,500円**

ホテル大平原・第一ホテル  
 笹井ホテル・観月苑

有効期限 平成 年 月 日

ご利用方法  
 1. 本手形は4施設(大平原・第一・笹井・観月苑)の温泉施設で利用可能となります。入浴料は別途お支払いください。  
 2. 本手形は1枚につき4施設各2回ずつ入浴が可能です。  
 3. 本手形は1枚につき1回限り無料で入浴が可能です。  
 4. 本手形は1枚につき1回限り無料で入浴が可能です。  
 5. 本手形は1枚につき1回限り無料で入浴が可能です。

販売場所 (各温泉) 十勝川モール温泉(大平原・第一・笹井・観月苑) 各施設受付  
 (帯広市) 十勝川温泉センター  
 (帯広市) 十勝川温泉センター  
 販売期間 2023年12月15日～2024年3月31日

円になるため、破格にお得なチケットです。

加えて、使用済み手形は組合加盟施設の優待宿泊券等が当たる応募券にもなります。



1月27日から2月25日にかけては、温泉地区内で300以上のオブジェが音に合わせてイルミネーションを点灯させる「おとふけ十勝川白鳥まつり彩凜華」が開催されています。この機会に彩凜華の幻想的な光の世界に誘われて非日常を楽しみ、その後は「湯めぐり手形」で十勝川温泉を巡って日常の疲れを癒してみたいかがでしょうか。

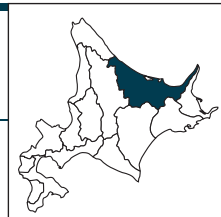
湯めぐり手形についてはガーデンスパ十勝川温泉ホームページまで  
<http://tokachigawa.jp/index.php>





## 網走支部(網走市)

所管/オホーツク総合振興局管内  
駐在職員/津川事務所長・増田主任



### 画期的なパッカー車導入で生産性向上

先日、知床エネルギー事業協同組合の伊藤章理事長が経営するハンドル知床クリーンサービス有限会社にお邪魔した際に、同社の生産性向上の取組についてお話を伺いました。

同社は、斜里町の委託で、家庭ゴミの収集業務を行っていますが、3年前、ものづくり補助金を活用し、最新のパッカー車(ゴミ収集車)を導入しました。

それまでのパッカー車は、車輛の後方部分からしかゴミを投入できませんでしたが、導入したパッカー車は、前方の横側にも資源物の投入口が設けられていて、後部から投入する生ゴミと分別して資源物を回収・運搬するこ



導入したパッカー車

とができます。これにより、以前はゴミの種類ごとに回収・運搬を繰り返していましたが、それらを同時に行われるようになり、作業時間を大幅に短縮することができました。

伊藤章社長は、「面積が広い斜里町での収集作業はととても大変で、労力と時間を要していましたが、新しいパッカー車の導入により作業の効率化ができ、社員一同大変便利に思っています」と話していました。



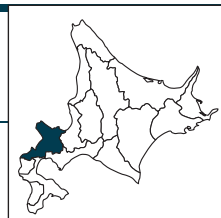
前方の投入口から資源物を投入する様子



伊藤社長(右)と網走支部の増田主任(左)

## 後志支部(小樽市)

所管/後志総合振興局管内  
担当/連携支援部 佐々木主任



### ガラスと絵画による特別展示会開催中!

市立小樽美術館では、小樽の自然、重い雪や氷に包まれた独特の風土をテーマとした特別展示会「ガラスと絵画による風土への賛辞 雪と氷のイメージ」を開催中です。

小樽在住の造形ガラス作家9名と画家12名によるガラス・絵画作品39点が展示され、小樽の雪や氷をイメージしたガラス作品と、小樽に住んでいる人でなければ描けない冬の厳しさと凜とした綺麗さを捉えた絵画作品を融合させた特別展となっています。

ガラスの神秘さと冬の風景画の調和がとれた展示形式が工夫され、来場者の目を楽しませる空間を



演出しています。

特に、ガラス作品については、この特別展でしか鑑賞できない作品も数多く展示されています。

3月4日までの開催となっていますので、期間中に小樽市へお越しになる機会がありましたら、是非お立ち寄りください。

ガラスと絵画による  
風土への賛辞  
雪と氷のイメージ  
Snow and ice Image

特別展示会の詳細等につきましては、下記の市立小樽美術館ホームページをご確認下さい。  
<http://otarubij-kyoryoku.com/>

## 中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。  
詳細は、中小企業大学校旭川校（Tel：0166-65-1200）までお気軽にお問い合わせ下さい。

コース No.  
**30**

### e コマース活用講座

ネット活用による宣伝・販路開拓の進め方

**2月13日(火)～15日(木)**

受講料 31,000 円 (税込) 対象者 経営幹部・  
管理者 (候補者含む)

#### 研修のねらい

本研修では、ネットを活用することにより、個人消費者向け、法人向け、販売・サービスを提供するビジネスモデルについて理解するとともに、事例及び演習を通じて、宣伝、販路開拓を実現するためのノウハウを実践的に習得します。

#### カリキュラム概要

- ・効果的な集客テクニック
- ・ネットショップ開店・運営
- ・ネット活用による宣伝・販路開拓と今後の在り方

#### 講師

ソフィアブレイン 代表 小宮山 真吾氏

コース No.  
**31**

### 経営トップセミナーⅡ 札幌開催

ものづくり技術を結集して世界に挑戦！

「下町ボブスレープロジェクト」に学ぶ  
付加価値を高める技術力とリーダーシップ

**2月16日(金)**

受講料 16,000 円 (税込) 対象者 経営者・経営幹部  
後継者 (候補者含む)

#### 研修のねらい

本セミナーでは、平昌五輪ジャマイカ代表チームに正式採用された「下町ボブスレー」プロジェクトリーダーの細貝淳一をまねいて、ボブスレープロジェクトの苦労話と挑戦のエピソードを伺うとともに、厳しい競争環境の中で勝ち残るための中小企業の進むべき方向とリーダーシップについて語っていただきます。セミナーの後半では、将来を見据えた付加価値を高めるための戦略と「社員のやる気を引き出す」リーダーシップについて学んでいただきます。

#### カリキュラム概要

- ・付加価値を高める技術力とリーダーシップ
- ・「社員のやる気」を引き出すリーダーシップ

#### 講師

株式会社マテリアル 代表取締役 細貝 淳一氏  
中小企業診断士 藤川 惣二氏

コース No.  
**22**

### 建設業のための

現場管理者養成講座・冬

※【CPDS 認証講座】(21 ユニット取得可)

**2月26日(月)～28日(水)**

受講料 31,000 円 (税込) 対象者 管理者・  
新任管理者 (候補者)

#### 研修のねらい

本研修では、建設業の現場を想定し、関係者を調整して円滑な現場運営を実現するうえで必要となるリーダーシップと、建設業の現場で発生するさまざまな問題を解決できる力を身につけることを目的とします。

#### カリキュラム概要

- ・現場管理者に求められるリーダーシップ
- ・協力会社や地域社会への説明力と折衝力
- ・現場で発生する問題の解決法
- ・効果的な現場管理のための行動計画

#### 講師

北海道ジョブパートナー 代表 西條 永里子氏  
地域経済研究所 理事長 阿座上 洋吉氏

コース No.  
**33**

<校外セミナー：札幌開催>

### 海外取引の契約実務講座

**3月1日(木)～2日(金)**

受講料 22,000 円 (税込) 対象者 海外取引・海外販路展開を  
お考えの経営幹部、管理  
者、実務に携わる方 (実務  
に携わる予定の方を含む)

#### 研修のねらい

本研修では、海外取引責任者として必要な海外貿易と契約実務について、豊富な事例 (失敗事例など) と演習によりわかりやすく学びます。

#### カリキュラム概要

- ・海外取引における契約交渉の基本条件
- ・輸出業務・輸入業務と実践
- ・ケース教材による英文契約書のチェックポイント
- ・英文契約書の読解と作成

#### 講師

国際法務株式会社・中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎氏

講座内容詳細は、ホームページからもご覧いただけます。

中小 旭川

検索

資料請求や講座内容に関してお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200

住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小機構 北海道

中小企業大学校 旭川校

経営者にも  
退職金を!

# 小規模企業共済制度



**ポイント①** 常時使用する従業員が20名以下  
(商業・サービス業では5名以下)の個人事業主、  
個人事業主の共同経営者(2名まで)  
及び会社の役員の方が加入できます。

**ポイント②** 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 掛金は毎月1,000円~70,000円(500円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額所得控除、受取りは「退職所得扱い」(一括受取)または「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)となります。

**ポイント③** 事業資金の貸付け・災害時のサポートもあります!

- 事業資金等の貸付制度が利用できます(担保・保証人不要)。
- 地震・台風、火災等の災害時にも貸付けが受けられます。



全国加入者  
約30万人の  
実績!

# 経営セーフティ共済制度



**ポイント①** 中小企業で、引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。

- 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
- 取引先との商取引の事実確認だけで、迅速に貸付けが受けられます。

**ポイント②** 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 月額5,000円~200,000円(5,000円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額「損金(法人)」または「必要経費(個人事業)」に算入できます。

**ポイント③** 最高8,000万円まで貸付けが受けられます。

- 掛金総額10倍の範囲内で、回収困難となった売掛金債権等の額
- 貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」※ただし、貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1の額が、積立てた掛金から控除されます。

**ポイント④** 40ヶ月以上掛けていれば、

- それ以降掛金を掛けなくても、共済金の貸付けは受けられますので安心です。
- 解約しても共済金の貸付けを受けていなければ積立てた掛金の全額が戻ります。



本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

## 北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目  
プレスト1-7 3階

TEL / 011-231-1919  
FAX / 011-271-1109

本制度は、法律に基づき独立行政法人  
中小企業基盤整備機構が運営しています。

(独) 中小企業基盤整備機構  
共済相談室

TEL 050-5541-7171

# 明日を創る 中小企業の ベストパートナーへ。

目には見えない大きな力で、私たちの暮らしを支え、日本の未来を変えてゆく。

中小企業は、モノづくりの国のいちばんの誇りです。

商工中金は、これからもずっと、中小企業専門の金融機関として  
長年培った「心」と「技」に磨きをかけて、日本の中小企業をサポートしつづけます。

## 中小企業と、情熱と挑戦をともに。

札幌支店 札幌市中央区北2条西3-1-20 TEL 011-241-7231

函館支店 函館市若松町3-6 TEL 0138-23-5621

帯広支店 帯広市西三条南6-20-1 TEL 0155-23-3185

旭川支店 旭川市五条通9-1703-81 TEL 0166-26-2181

釧路営業所 釧路市大町1-1-1 TEL 0154-42-0671

ホームページ <http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

### 北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <http://www.h-chuokai.or.jp>

発行日/平成30年2月1日(毎月1日発行)

\*この機関誌は、誰もが読みやすいユニバーサルデザインフォントと環境にやさしい植物油インキと再生紙を使用しています。



表紙写真提供:洞爺湖ビジターセンター・火山科学館